

## 復興公営住宅の供給目標戸数等について

都 市 整 備 局

### 1 供給目標戸数

入居意向調査において復興公営住宅を希望した3,844世帯について、収入、高齢者や障害者、子供の有無などの世帯属性等から住宅の困窮度を検討した結果、並びに、他自治体における復興のまちづくりの取り組みを踏まえ、これまで3,000戸であった供給目標戸数を3,200戸とする。

(1) 住宅の確保に配慮が必要な世帯 **約2,300戸**

- ①本市の防災集団移転対象世帯
- ②市内、市外被災にかかわらず、入居募集における優先順位による世帯と一般抽選での優遇対象となる世帯
  - ・「優先順位による世帯」とは：世帯全員が70歳以上の世帯、障害がある方がいる世帯、一人親世帯（子が中学生以下）
  - ・「一般抽選での優遇対象世帯」とは：低所得世帯（特別家賃減免対象）、一人親世帯（子が20歳未満）、多子世帯（子が3人以上）、子育て世帯（子が小学校就学前）

(2) その他の世帯 **約 900戸**

上記(1)に該当しない世帯のうち、市内被災で市営住宅の入居収入基準を満たす世帯は約900戸であり、目標戸数に算入する。

※市外被災については、それぞれの自治体で災害公営住宅の整備が進められていること、転出者に戻っていただくためにさまざまな取り組みが進められていることなどを総合的に勘案し、住宅の確保に配慮が必要な世帯のみを(1)の目標戸数に算入する。

### 2 追加戸数分の整備方針

(1) 整備箇所

用地取得については本年度中に復興交付金の決定が必要となるため、年内に用地確保の見通しが確実に立てられるとともに、平成26年度中に建設工事に着手できる市有地や区画整理事業の用地等を対象とする。

この条件を踏まえ、周辺的生活環境や既に決定している整備箇所とのバランスを考慮して、次の3地区を選定する。

さらに、仙台駅東再開発住宅の空き住戸について、26年度中の供給が可能であることから、復興公営住宅として活用する。

整備位置		土地規模	整備戸数
宮城野区	鶴ヶ谷（市有地・旧市民センター跡地）	1,800 m <sup>2</sup>	30 戸
若林区	荒井南（荒井南土地区画整理事業・換地）	4,170 m <sup>2</sup>	50 戸
太白区	茂庭（土地開発公社所有地・看護学校北側）	13,574 m <sup>2</sup>	100 戸
宮城野区	仙台駅東再開発住宅（宮城野区小田原広丁1-2）	13階建 60戸のうち	20戸

(2) 整備手法

追加戸数分については、市有地等を活用することを踏まえて本市による直接整備とし、平成27年度までの完成を目指して次のとおり整備を進める。

平成26年度 設計、用地取得及び工事着手      平成27年度 完成

○供給目標戸数について（網掛け：目標戸数に算入する部分）

世帯の区分	市内被災	市外被災	合計	
①防災集団移転促進事業対象世帯	301	—	301	2,303
②優先順位での入居対象世帯 * 1	697	285	982	
③一般抽選での優遇対象世帯 * 2	724	296	1,020	
④一般世帯（①～③に該当せず収入基準以内）	906	361	1,267	
⑤収入超過世帯（①～④に該当せず収入基準超過）	189	85	274	
合 計	2,817	1,027	3,844	

\* 1 優先順位での入居対象世帯

高齢世帯（世帯全員が 70 歳以上）、障害がある方がいる世帯、一人親世帯（子が中学生以下）

\* 2 一般抽選での優遇対象世帯

低所得世帯（所得が特別家賃減免対象）、一人親世帯（子が 20 歳未満）、多子世帯（子が 3 人以上）、子育て世帯（子が小学校就学前）